

# 税務相談室

## 相続税の申告書の提出期限と提出先

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

### 質問

父が死亡し遺産を相続することになりました。相続税の申告書はいつまでに提出するのでしょうか。父は私の住む市ではなく他の市に住んでいましたが、申告書は何処に提出したらよいのでしょうか。

### 回答

#### 1. 申告書の提出期限

相続は死亡によって開始します。相続税の申告書は、この相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内に、提出しなければなりません。

ただし、この10カ月の間に日本国内に住所や居所を有しなくなる人は、その有しなくなる日までに申告しなければなりません。

「相続の開始があったことを知った日」とは、具体的に自分の関係する相続の開始があったことを知った日をいいますが、特殊な状態にある人については、次に掲げる日に相続の開始があったことを知ったものとして取り扱われることとされています。

なお、当該相続に係る被相続人を特定贈与者とする、相続時精算課税適用者に係る「相続の開始があったことを知った日」とは、次に掲げる日にかかわらず、当該特定贈与者が死亡したこと又は当該特定贈与者について民法第30条の規定による、失踪の宣告に関する審判の確定のあったことを知った日とされます。

- (1) 失踪宣告を受けて死亡したものとみなされた人の相続人や受遺者については、その失踪宣告に関する審判の確定のあったことを知った日
- (2) その相続で本来ならば相続人となるべき人が、失踪宣告により相続開始前に死亡したとみなされたため、相続人となった人については、その失踪宣告に関する審判の確定があったことを知った日
- (3) 失踪宣告の取消しがあったことにより、相続開始後において相続人となった人については、その人がその失踪の宣告の取消しに関する審判の確定のあったことを知った日

- (4) 認知に関する裁判や相続人の廃除の取消しに関する裁判の確定により、相続開始後において相続人となった人については、その裁判の確定を知った日
- (5) 相続人の廃除に関する裁判の確定により、相続開始後において相続人となった人については、その裁判の確定を知った日
- (6) 相続について、既に生まれたものとみなされる胎児については、法定代理人がその胎児の生まれたことを知った日
- (7) 相続開始の事実を知ることのできる弁識能力のない幼児等については、法定代理人がその相続のあったことを知った日（相続開始の時に法定代理人がないときは、後見人の選任された日）
- (8) 相続人以外の人で、遺贈により財産を取得した人については、自己のために遺贈のあったことを知った日
- (9) 相続人以外の人で、停止条件付の遺贈により財産を取得した人については、その条件が成就した日

なお、相続税の申告期限までに提出された申告書を期限内申告書といい、申告期限後に提出された申告書を期限後申告書といいます。

#### 2. 申告書の提出先

相続税の納税義務者は、無制限納税義務者（その財産を取得した時において日本国内に住所を有する人）と制限納税義務者（その財産を取得した時において日本国内に住所を有しない人）とに区分されます。それぞれの納税義務者の相続税の申告書の提出先は、次のようになります。

- (1) 被相続人の住所が、その死亡の時において日本国内にある場合は、無制限納税義務者及び制限納税義務者ともに、被相続人の死亡時の住所地の所轄税務署長となります。
- (2) 被相続人の住所が、その死亡の時において日本国内にない場合には、無制限納税義務者については自分の住所地の所轄税務署長となり、制限納税義務者については自分で定めた納税地の所轄税務署長となります。

また、同一の被相続人についての相続税の申告書を2人以上の納税義務者が提出する場合で、申告書の提出先が同一の税務署長であるときには、共同して申告できます。

このため、相続税の申告書の様式は、数人の納税義務者が連署して申告できるように作成されています。

ご質問の場合は、あなたを含めた納税義務者全員が共同して、お父さんの住所地の所轄税務署長に、相続税の申告書を提出すればよいこととなりますが、あなたが自分の相続税の申告書を単独で提出しても差し支えありません。